

3 資産の譲渡等の時期の特例

(1) 資産の譲渡等の時期の原則

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時（又は特定課税仕入れをした時）に成立します。

この場合の「課税資産の譲渡等をした時」とは、原則として、①資産の譲渡については引渡しがあった日、②資産の貸付けについては使用料等の支払いを受けるべき日、③役務の提供については目的物の全部を完成して引き渡した日又は役務の提供の全部を完了した日、とすることとされています。

また、保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の納税義務は、課税貨物を保税地域から引き取る時に成立します。

(2) 国、地方公共団体、公共・公益法人等の資産の譲渡等の時期の特例

■ 国、地方公共団体

国、地方公共団体の会計は、予算決算及び会計令又は地方自治法施行令の規定により、その歳入又は歳出の所属会計年度が定められており、これらの規定において、一定の収入又は支出については、発生年度を基準として年度経過後の一定の期間（出納整理期間）内の収入又は支出をその発生年度の決算に計上し、これにより得ないものについては、現金の収支の事実の属する会計年度の所属として整理するなど、一般の民間企業とは異なる会計処理が行われています。

このため、資産の譲渡等の時期の原則を国、地方公共団体に適用することは、国、地方公共団体の会計処理の実情と著しくかけ離れたものになります。

そこで、国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等については、次のような特例が設けられています。

なお、この特例は、地方公営企業にも適用されます。地方公営企業については、P19をご参照ください。

区 分	歳入・歳出の会計年度所属区分の法令		特 例 の 内 容
	国	地方公共団体	
資産の譲渡等の時期	予算決算及び会計令第1条の2《歳入の会計年度所属区分》	地方自治法施行令第142条《歳入の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその対価を収納すべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。
課税仕入れ等の時期	予算決算及び会計令第2条《歳出の会計年度所属区分》	地方自治法施行令第143条《歳出の会計年度所属区分》	左記法令の規定によりその費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。

■ 公共・公益法人等

国又は地方公共団体に準ずる法人として納税地の所轄税務署長の承認を受けた公共・公益法人等についても、資産の譲渡等又は課税仕入れ等を行った時期について、その対価を収納すべき又は費用の支払をすべき課税期間の末日に行われたものとする事ができます。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、法令又はその法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める会計処理の方法が、国又は地方公共団体の会計処理の方法に準じて、収入・支出の所属会計年度について発生主義以外の特別な会計処理により行うこととされている法人です。